

【声明文】

2016年3月19日
日本共産党東松山市議会議員団

事実を捻じ曲げた党利党略の「議員辞職勧告決議」に断固抗議します

日本共産党東松山市議会議員団は、3月市議会3月17日に可決された「石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議」（賛成10、反対7、棄権2）に対し、断固抗議します。

石井議員は3月定例議会の一般質問で、準用河川新江川改修工事のおおよその工事金額を質問しました。担当部局は、工事金額の概算は明らかにしませんでした。

多額の市民の税金が使われる工事だけに、早急に市民に工事金額の概算を示すことが求められています。しかし、石井議員は、その答弁を受けて、「あとで内緒でもいいですから教えてください。…ちょっと失言でございました。今のは取り消します」と発言し、この発言は不適切であるとその場で取り消しました。また後日、議長宛に当該部分の発言取り消し申出書を提出し、議長から厳重注意を受けました。

石井議員の当該発言は不適切なものであり、認められるものではありません。この点に関しては市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

しかし、保守系3会派（あおぞら、明成会、太陽）と公明党は、議会最終日の本会議で発言の取り消しを否決したうえで、「石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議」を保守系3会派と公明党の多数で採決を強行しました。

保守系3会派と公明党が、発言の取り消しを認めないというえ、辞職勧告決議まで強行することは、きわめて党利党略的な意図をもってのことといわざるをえません。そのことは決議の提案者が「決議は政治的なものだ」と述べていることから明らかです。そもそも、議員辞職勧告決議は議会外の言動に対して行われるもので、議会内の言動については会議規則に基づいて懲罰委員会で審議されるべきものです。それだけに市民から選ばれた議員に対し辞職を求める行為はきわめて重いもので、厳密さが求められ、乱用すべきではありません。

決議文では、日本共産党の蓮見議員が「工事価格を聞くことはできない」と石井議員に忠告したと述べていますが、そのような事実はありません。事実を捻じ曲げ、発言を捏造してでも辞職を求める態度は断じて容認できるものではありません。

また、決議文では、工事を特定しておおよその工事金額を質問したこと自体を問題にしていますが、市の公共工事について、工事費の概算を質問する行為は何の問題もないことです。現に、事前の担当部とのヒアリングでは質問の主旨を明らかにし当該の質問については担当部の了解を得ているものです。それを問題にすることは、議員の質問権まで不当に制限するものといわざるをえません。

議会の正規の手続きを経ずに、極めて異例の辞職勧告決議まで強行したことは、議会制民主主義を軽んじ議会の品位をおとしめるものと言うほかありません。保守系3会派と公明党の暴挙に強く抗議するものです。

日本共産党東松山市議会議員団は、このたびの事案に対して真摯に反省し襟を正すものです。同時に、今回の不当な決議に屈することなく、市民要求実現と議会制民主主義を守り抜くために、引き続き3人の議員団で全力を尽くす決意を表明するものです。